

第6期豊川市障害福祉計画等について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたって

(1) 計画の概要

① 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第88条第1項に基づき、成果目標や障害福祉サービス等の必要な見込量等を表す「豊川市障害福祉計画」です。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、成果目標や障害児福祉サービス等の必要な見込量等を表す「豊川市障害児福祉計画」です。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者に関する施策全般にわたる方向性を表す「豊川市障害者福祉計画」を上位計画とします。

② 計画期間

令和3年度から令和5年度の3年間

(2) 計画の策定スケジュール

別紙(資料⑤)参照

(3) 計画の策定体制

豊川市障害者計画と同様

2 基本的な指針について

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に対応する必要があります。

(1) 基本指針の見直し

■計画の基本指針

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・重度の障害者への支援を可能とする日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数等を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

③ 相談支援体制の充実・強化等

- ・更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から成果目標を設定。

④ 障害福祉人材の確保

- ・将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、それを担う人材を確保していく必要があることから、基本指針に盛り込む。

⑤ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

⑥ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組	・（障害者による文化芸術活動の推進）国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。 ・法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
⑨ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	・難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・障害児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
⑩ 障害福祉サービス等の質の向上	・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

（２）成果目標に関する事項

計画期間が終了する令和５年度末の目標は次のとおりとなっています。（一部抜粋）

■成果目標に関する事項

① 施設入所者の地域生活への移行【見直し】	・地域移行者数：R元年度末施設入所者の６％以上 ・施設入所者数：R元年度末の１.６％以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【拡充】	・精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（H30 年時点の上位 10％の都道府県の水準）【新規】 ・精神病床の 1 年以上入院患者数：10.6 万人～12.3 万人に（H30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減） ・退院率：3 ヶ月後 69％以上、6 ヶ月後 86％以上、1 年後 92％以上（H30 年時点の上位 10％の都道府県の水準）

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④ 福祉施設から一般就労への移行等【拡充】	- 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍【新規】 - 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用【新規】 - 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上【新規】
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【拡充】	- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 市町村単独での確保が困難な場合は圏域での設置で可 - 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保【新規】 各都道府県での設置 - 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 市町村単独での確保が困難な場合は圏域での設置で可 - 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置【一部新規】 市町村単独での設置が困難な場合は都道府県が関与した上での圏域設置で可
⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新規】	各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新規】	各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築